



平成20年4月1日から施行されています

## 洞爺湖町環境基本条例・洞爺湖町さわやか環境条例

環境条例の施行にあたり、町民のみなさんには広報や町内回覧などにより、お知らせしています。

今後とも、美しい町づくりを推進するため、みなさんのご協力をお願いします。

### ”空き地、資材等の適正管理“

- ◎空き地等の占有者は、草刈りなど行い良好な状態に管理しなければなりません。
- ◎空き地等に不法投棄された場合は、適正に処理しなければなりません。
- ◎事業者は、資材置き場などの管理を徹底してください。

#### 【抜粋】

- 第13条 空き地及び遊休地の占有者等は、その占有する空き地等の草刈りを行うなど清潔を保つとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正な管理をし、又は投棄された廃棄物の除去等その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 建設資材及び廃屋、廃車等の占有者等は、塀等の設置等必要な措置を講じて、環境、景観及び安全の保持に努め適正に管理しなければならない。
- 3 事業者は、事業活動に伴って生じた資材、土砂、がれき、廃材等を適正に管理し生活環境保全上支障がないようにしなければならない。

### まち美化ボランティア



すでに多くの団体、個人の方が活動しています。

美しい洞爺湖の自然や道路、公園など地域の公共の場をみなさんの手できれいにしてみませんか？



【登録状況】○個人19名 ○団体14団体(461名)(6月25日現在)  
※登録は引き続き受け付けています。